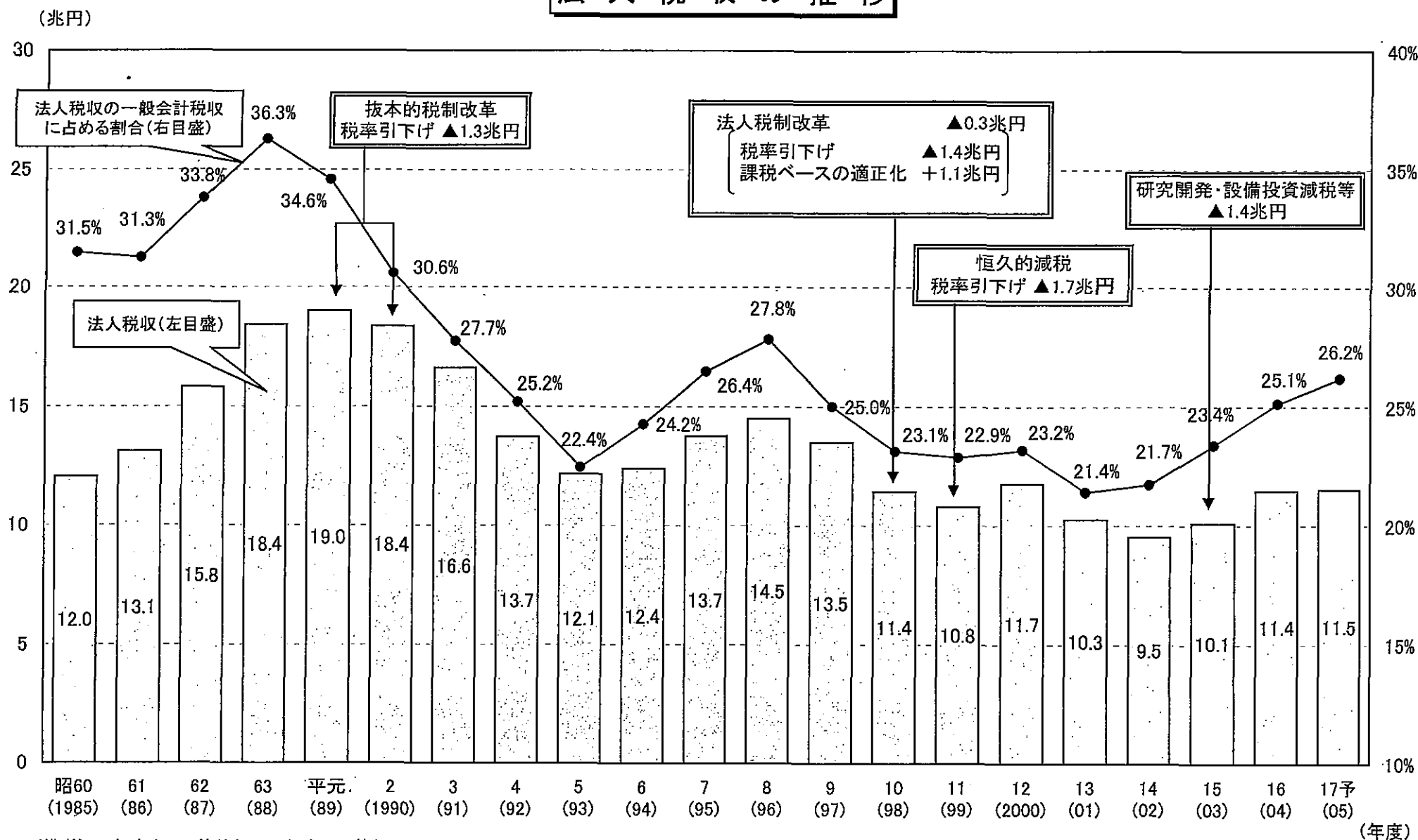


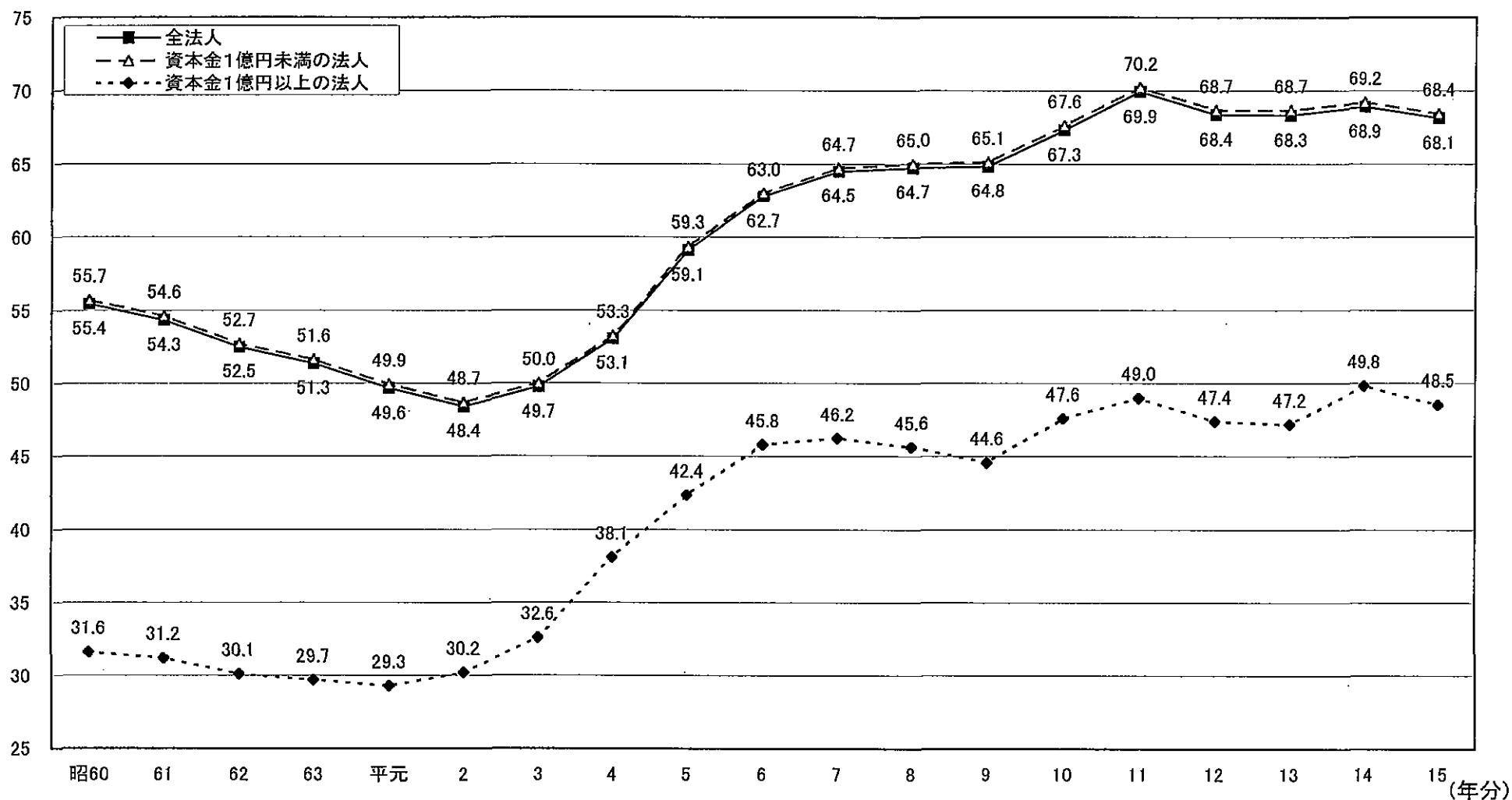
1. 法人税の現状

法人税収の推移



欠損法人割合の推移

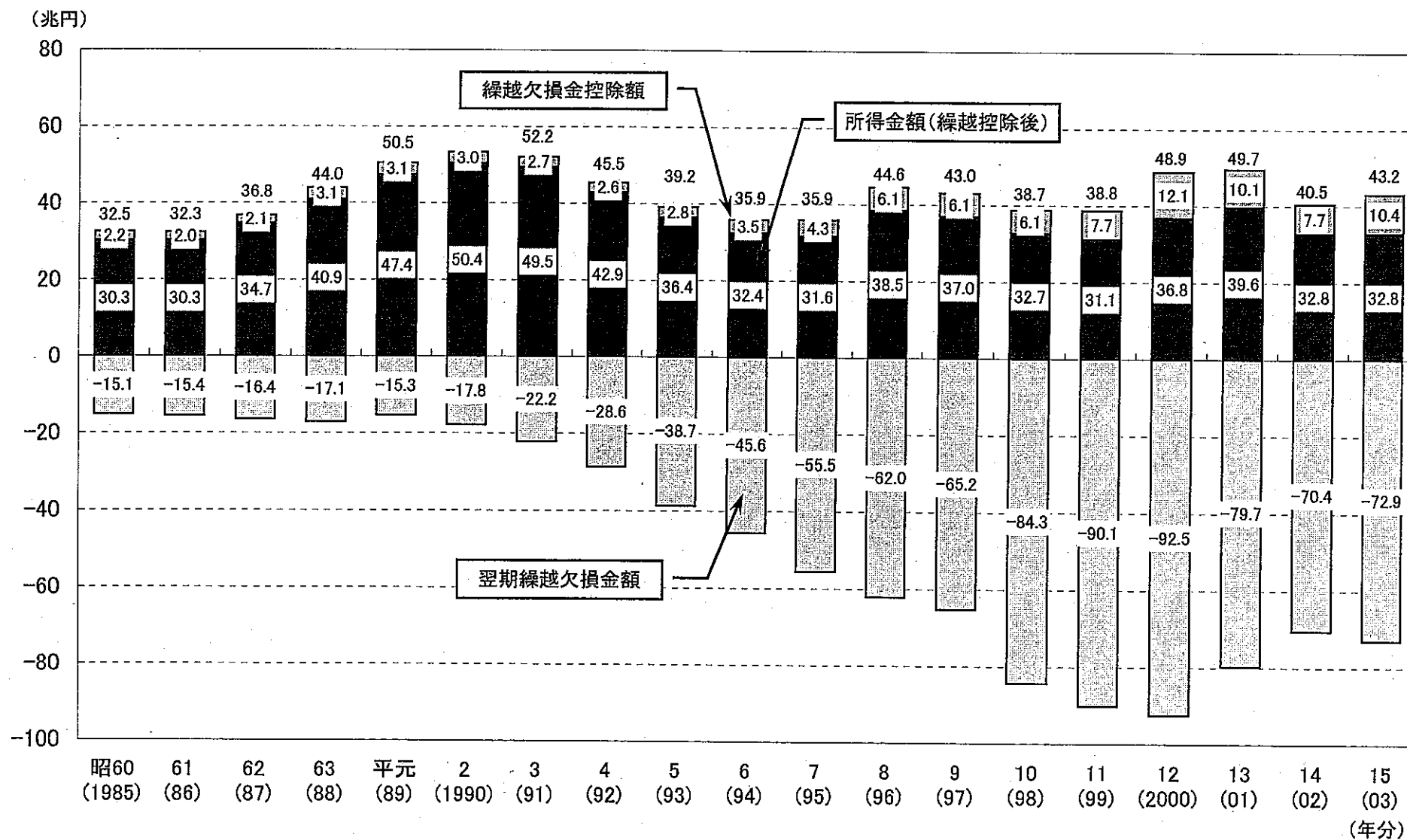
(%)



欠損法人数(千社)	920	924	935	951	974	1,006	1,103	1,216	1,385	1,487	1,550	1,576	1,598	1,689	1,767	1,734	1,742	1,757	1,737
全法人数(千社)	1,660	1,702	1,783	1,852	1,962	2,078	2,217	2,291	2,344	2,369	2,404	2,436	2,465	2,509	2,527	2,537	2,549	2,550	2,551

- (注) 1. 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」による。
 2. 各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 3. 平成15年分の全法人は連結法人206社(利益計上法人:38社 欠損法人:168社)を含むが、資本金別は連結法人を含まない。

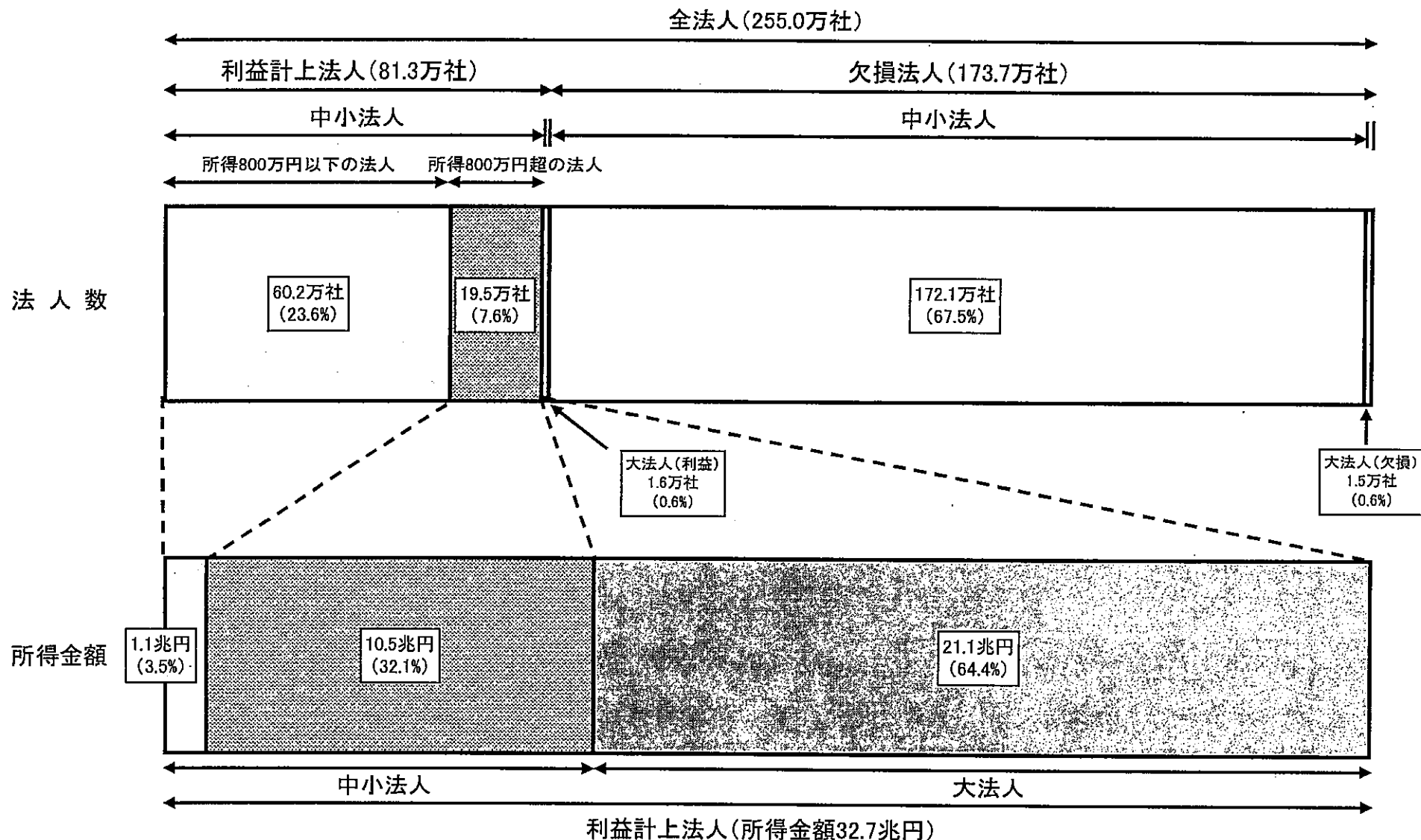
所得金額と繰越欠損金額の推移



(備考) 各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日までの間に終了した事業年度を対象としている。

(出所) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」

(参考) 法人の内訳 (法人数、所得金額)



(出所) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態－会社標本調査結果報告－(平成15年分)」を基に作成した。なお、この調査には、休業中の法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等及び外国法人等は含まれていないが、これらを含めた全法人数は289.2万法人となる。

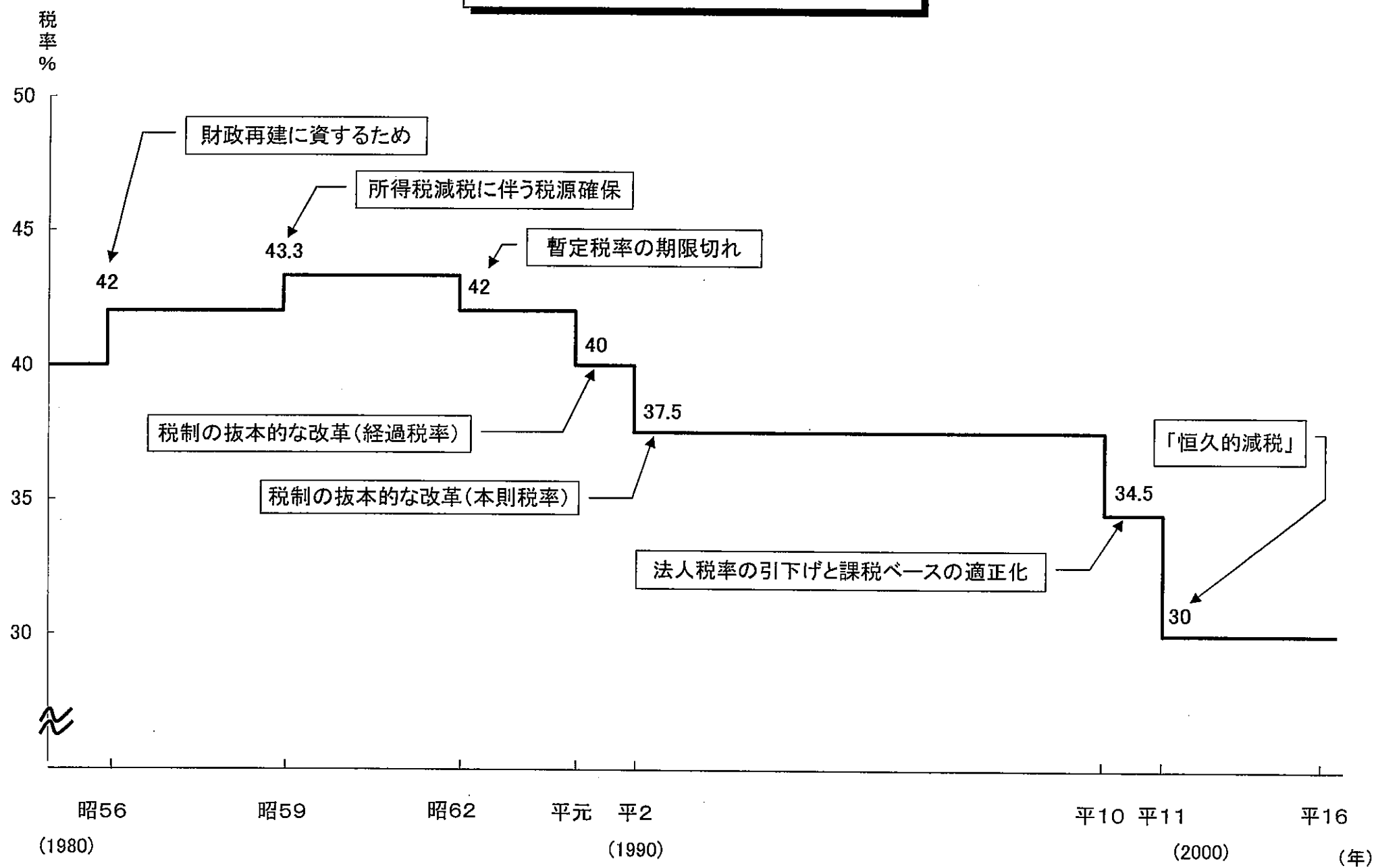
(備考1) 連結申告法人を除く。なお、連結申告を行った法人について1グループを1社として連結確定申告書により集計すると連結利益計上法人については法人数38社(所得金額405億円)、連結欠損法人については法人数168社となる。

(備考2) 中小法人とは資本金額が1億円以下の法人をいい、大法人とは資本金額が1億円超の法人をいう。

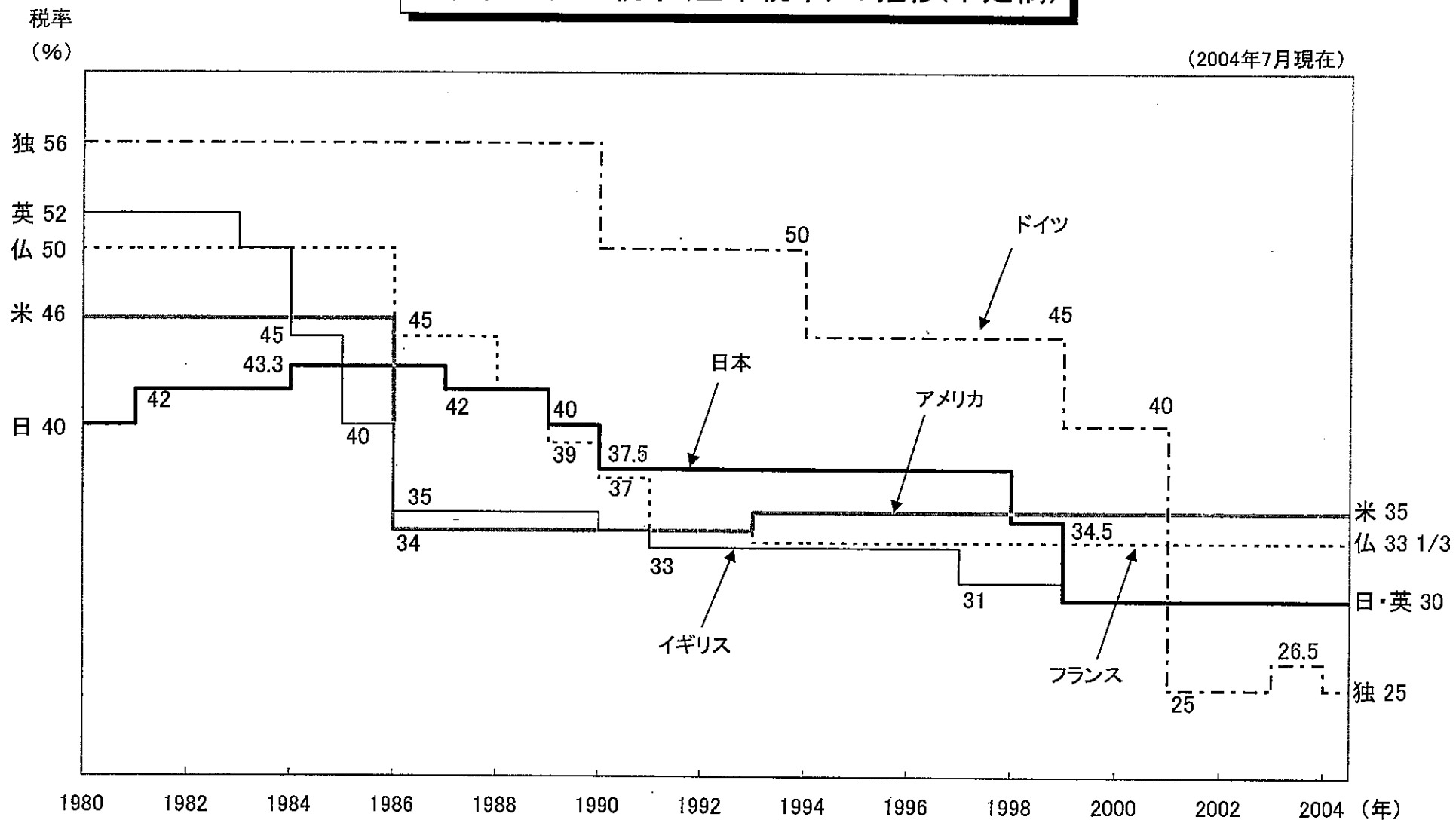
近年の主な法人税制改正の動向

		平成7年度～平成9年度 (1995年～97年)	平成10年度 (98年)	平成11年度 (99年)	平成12年度 (00年)	平成13年度 (01年)	平成14年度 (02年)	平成15年度 (03年)	平成16年度 (04年)	平成17年度 (05年)
法人 税 改 正 内 容	法人税率 (基本税率)		○法人税率の引下げ 37.5 ⇒ 34.5%	○法人税率の引下げ (恒久的減税) 34.5 ⇒ 30%						
	課税ベース等		○適正化(賞与引当 金の廃止等、減価 償却の見直し等)		○金融商品に対する 時価評価等の導入		○適正化(退職給与 引当金の廃止、受 取配当等の益金不 算入制度の見直し 等)	○研究開発、設備投 資減税の集中・重 点化 ○中小企業関連税制 の充実	○欠損金の繰越期間 の延長	○企業再生関係税制 の整備
	企業組織関連			○株式交換等に係る 課税の特例の創設		○企業組織再編成 に係る税制の創 設	○連結納税制度の創 設		○連結付加税の廃止	
備 考	税調答申等	7 平成8年度改正答申 8 法人課税小委員会報 告			○わが国税制の現状 と課題		○あるべき税制の構 築に向けた基本方 針	○少子・高齢社会に おける税制のあり 方		○新たな非営利法人 に関する課税及び 寄附金税制につい ての基本的考え方
	商法等・ 企業会計	9 持株会社設立の解禁		○連結財務諸表制度 の抜本的見直し ○株式交換・株式移 転制度の導入	○金融商品に対する 時価評価の導入 ○退職給付会計の導 入	○会社分割法制の 創設				○会社法の制定

法人税率の推移



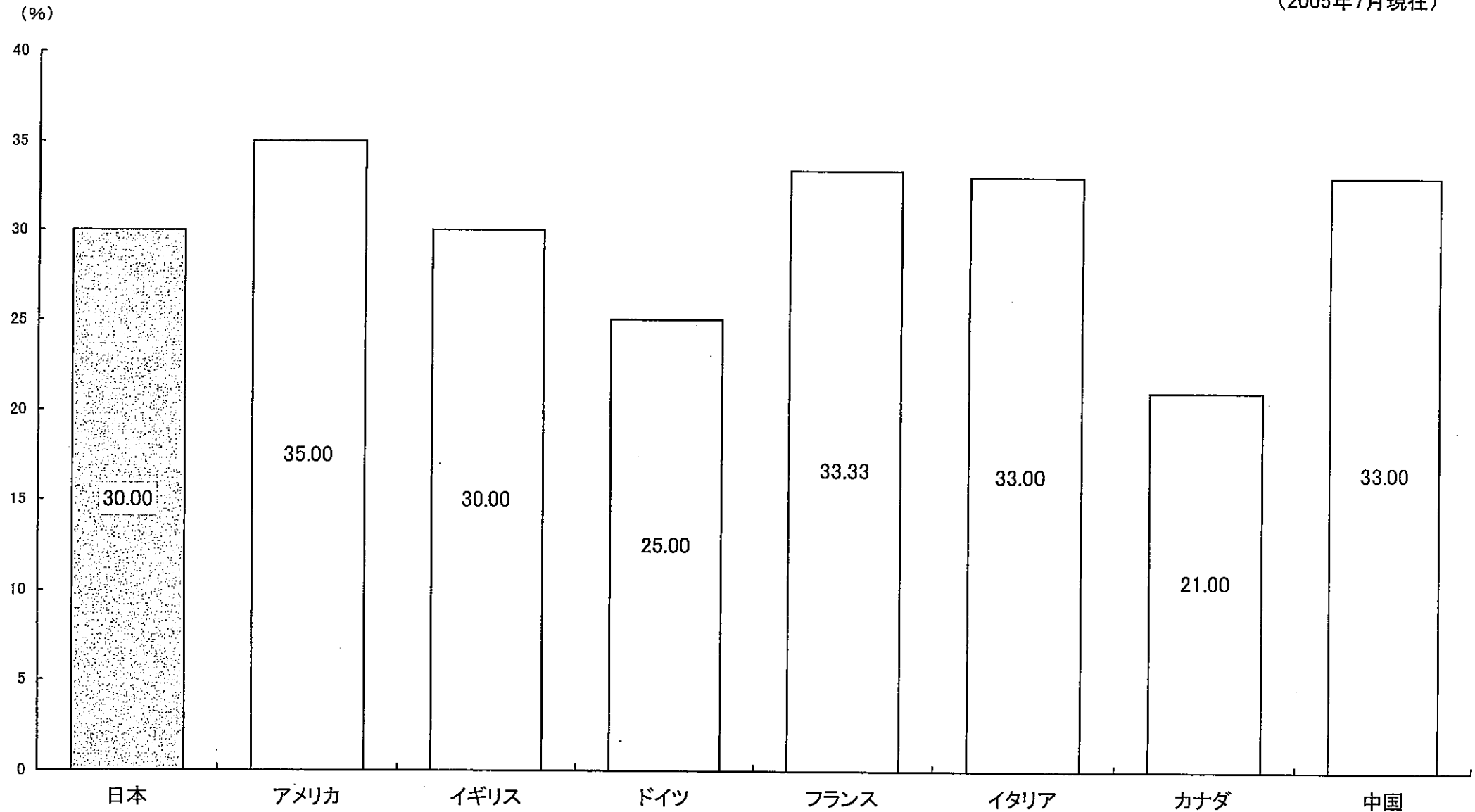
主要国の法人税率(基本税率)の推移(未定稿)



(備考) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分に係る税率の推移を示している。

法人税率の国際比較(未定稿)

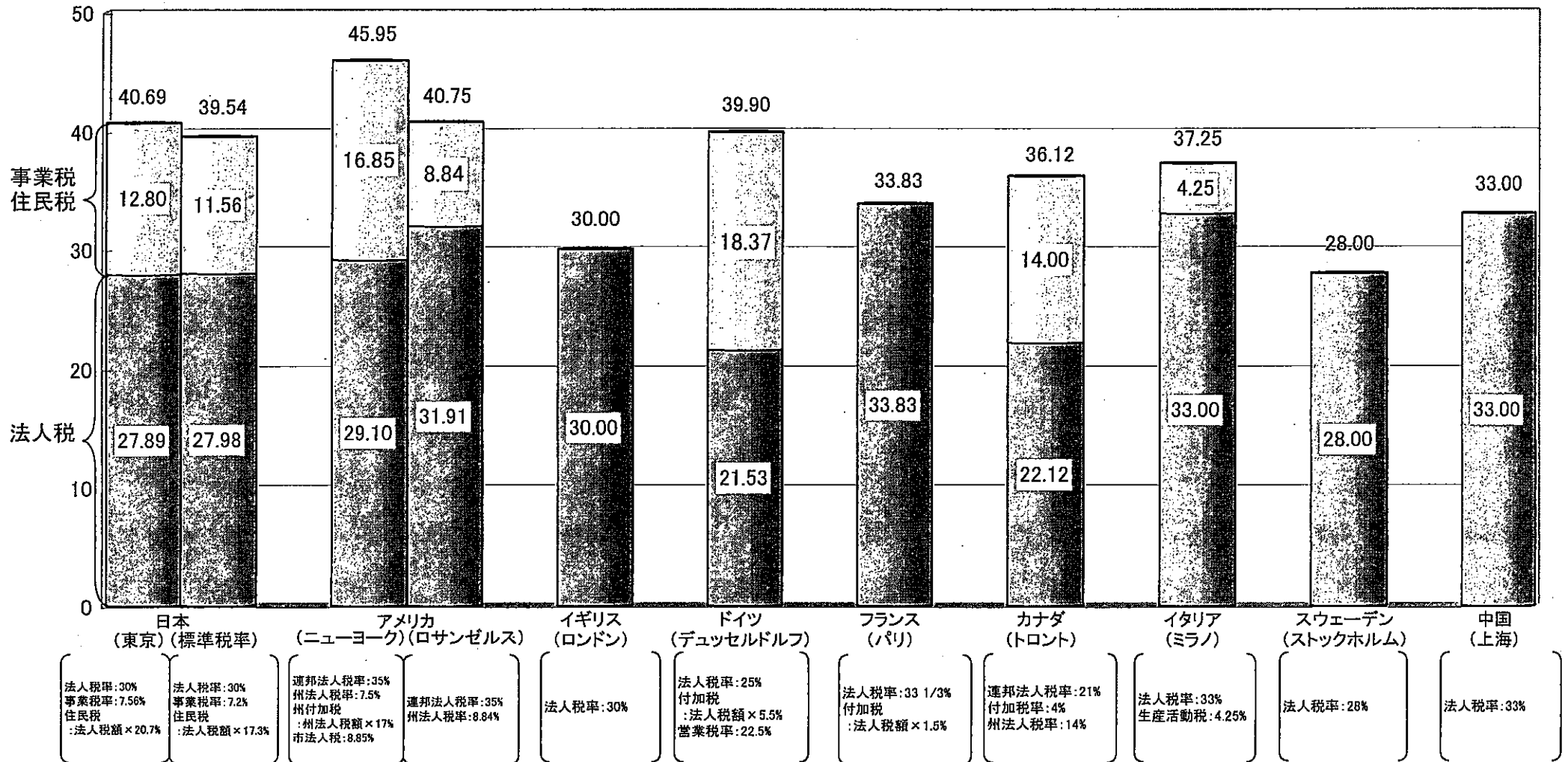
(2005年7月現在)



- (注) 1. ドイツについては、別途付加税(法人税額の5.5%)が課され、これを含めると税率は26.375%となる。なお、法人税は連邦と州の共有税(50:50)である。
 2. フランスについては、別途付加税(法人税額の1.5%)が課され、これを含めると税率は33.83%となる。さらに、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると税率は34.93%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。
 3. カナダについては、別途付加税(連邦基本税率(38%)を用いて算出した額から、州法人税額控除(課税所得の10%相当額)を控除した後の額の4%)が課され、これを含めると税率は22.12%となる。
 4. 中国の法人税は、中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。

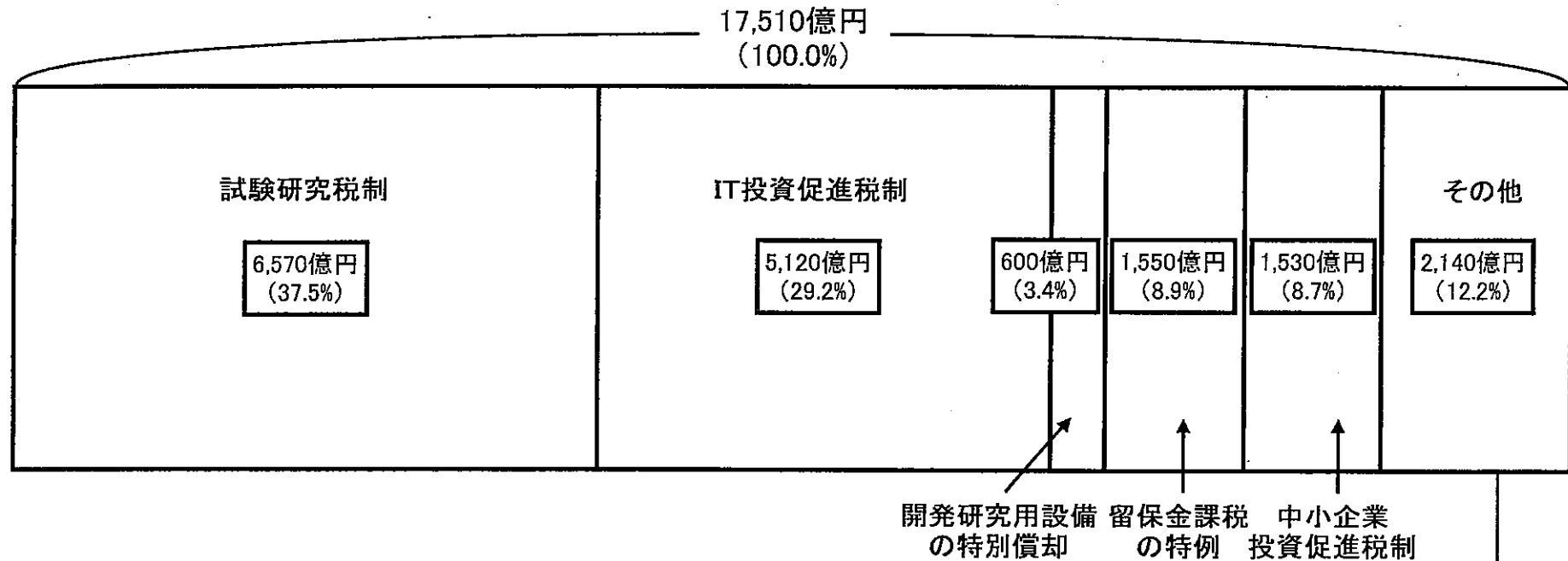
法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿)

(2005年7月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
 3. アメリカでは、一部の州・市で、法人所得課税のほか、支払い給与額等に対して課税される場合がある。
 4. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率(デュッセルドルフは450%)を乗じて税額が算出される。
 5. フランスでは、上記のほか、法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.93%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課される。
 6. カナダの連邦法人税の基本税率は38%であるが、州法人税額控除(課税所得の10%相当額)及び一般法人税額控除(課税所得の7%相当額)が控除されるため、税率は21%となる。なお、付加税は連邦税であり、連邦基本税率(38%)を用いて算出した額から、州法人税額控除を控除した後の額の4%が課される。また、州法人税の税率は業種により異なり、一部の業種では12%となる。
 7. イタリアの法人税は連邦税、生産活動税は州税である。なお、生産活動税の課税所得には人件費及び支払利息等が含まれる。
 8. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。

企業関係租税特別措置による減収額（17,510億円）の内訳（平成17年度ベース）



その他（2,140億円）の内訳

・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	470億円
・ 使用済燃料再処理準備金	380億円
・ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	280億円
・ 原子力発電施設解体準備金	160億円
・ 異常危険準備金	130億円
・ 教育訓練費が増加した場合の特別税額控除	120億円
・ 医療用機器等の特別償却	110億円
・ 新幹線鉄道大規模改修準備金	100億円
・ その他（12項目）	390億円

企業関係租税特別措置の項目数及び減収額の推移

(単位：億円)

年 度	項 目 数	減 収 額
平成 元	81	5,070
2	82	5,640
3	80	6,300
4	81	5,700
5	85	5,200
6	82	4,320
7	79	3,920
8	77	3,650
9	77	3,830
10	81	3,560
11	79	7,580
12	80	7,540
13	78	4,900
14	76	4,340
15	75	17,920 (内12,450)
16	71	17,330 (内12,190)
17	68	17,510 (内12,290)

(注) ()は研究開発減税と設備投資減税の減収額の合計額である。

(参考) 近年の法人税制改革に関する主な税調答申

平成 8 年度の税制改正に関する答申 (平成 7 年 12 月)

二 平成 8 年度の税制改正

3 法人課税

(1) 近年、我が国においては、経済の国際化が急速に進展し、また、かつてのような高い経済成長が見込まれなくなるなど、大きな潮流の変化を迎えている。このような変化に対応していくためには、新規産業の創出等により、経済社会構造の改革を推進していくことが求められている。

こうした状況を背景に、法人課税についても、我が国産業の国際競争力が維持され、企業活力が十分に発揮できるよう、産業・企業間に中立的で経済活動に対する歪みをできる限り与えないような方向で、本格的な見直しを行う必要がある。

その際、主要諸外国の動向等を踏まえ、法人課税が財源、税体系に占める重要性にも留意しつつ、税率、課税ベースの両面にわたった包括的な検討が必要である。

この検討に関し、中長期的には消費税率の引上げによって法人課税の実質的な負担を軽減すべきではないかとの意見もあったが、基本的には、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという方向に沿って検討することが適当であると考える。

(2) 具体的な論点としては、例えば、租税特別措置、引当金、減価償却、費用・収益の計上基準、資産の評価方法、地方の法人課税のあり方などが考えられる。

このような論点について多角的に議論を進める際には、租税理論のみならず、企業会計や税実務なども視野に入れて、専門的・技術的に検討を深める必要がある。そこで、本年 10 月末に、様々な分野の専門家からなる「法人課税小委員会」を設置し、直ちに審議を開始した。

わが国税制の現状と課題（平成 12 年 7 月）

二 法人課税

1. 法人税

(3) 法人税の課題

② 企業組織再編への対応

企業が国境を越えて活動し、広く競争が行われる中で、わが国企業の競争力を維持・確保する観点から、柔軟な組織再編を可能にする法制度の整備が進められています。税制としても、企業の経営形態に対する中立性などの観点から、会社分割に係る税制と連結納税制度は極めて重要な課題であり、その導入に向けて検討を進める必要があります。これらは、いずれも、法人税制の基本的枠組みを大きく変えるものであり、法人税法をはじめ各税法における抜本的かつ広範な見直しを必要とするものです。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月）

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(2) 今後の改革の方向

① 基本的考え方 －歪みの少ない中立的な税制の構築と政策税制の重点化－

法人税は、経済がグローバル化する中で、企業の創意工夫を尊重し、競争力を維持・強化するため、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきである。

このような観点から、平成 10 年度以降、課税ベースを拡大しつつ、税率を国際水準並みに引き下げるとともに、連結納税

制度の導入等の大きな改革を行ってきた。今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本方針で法人税の改革を行っていく必要がある。

(中略)

一方、税制の簡素化、課税ベースの拡大の観点から、既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために、真に有効な政策措置を集中・重点的に講じる必要がある。

平成17年度の税制改正に関する答申（平成16年11月）

二 個別税目の課題

4. 法人課税

(1) 法人税

これまで法人税については、国際的に整合性がとれ、企業活動に歪みの少ない中立的な税制を目指し、課税ベースを拡大・適正化しつつ、税率を引き下げてきた。研究開発・設備投資減税といった政策税制の集中・重点化を図ったほか、商法改正等に伴うインフラ整備として組織再編税制や連結納税制度を導入した。今後とも、経済社会の構造変化に柔軟に対応する観点から、改革を進めていかねばならない。

法人税率については、既に他の先進諸国並みの水準となっており、当面、引き下げる状況にはない。今後、研究開発・設備投資減税の有効性を検証しつつ、経済・財政状況、わが国の税負担の水準や税体系全体のあり方との関連、他の先進諸国との税率バランスを踏まえ総合的に検討すべきである。

既存の租税特別措置については、その効果を検証しつつ、引き続き整理合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために真に有効な政策税制への集中・重点化を図る必要がある。